協　定　書

熊本市　八代市　荒尾市　山鹿市　山都町　氷川町

阿蘇広域行政事務組合　阿蘇市　南小国町　小国町　産山村

高森町　南阿蘇村

天草広域連合　天草市　上天草市　苓北町

有明広域行政事務組合　玉名市　玉東町　南関町　長洲町　和水町

宇城広域連合　宇土市　宇城市　美里町

菊池広域連合　合志市　菊池市　大津町　菊陽町

人吉球磨広域行政組合　人吉市　錦町　あさぎり町　多良木町

湯前町　水上村　相良村　五木村　山江村　球磨村

益城、嘉島、西原環境衛生施設組合　益城町　嘉島町　西原村

水俣芦北広域行政事務組合　水俣市　芦北町　津奈木町

御船町甲佐町衛生施設組合　御船町　甲佐町

熊本県内自治体間での一般廃棄物処理（可燃ごみ処理）に係る相互支援協定書

熊本市、八代市、荒尾市、山鹿市、山都町、氷川町、阿蘇広域行政事務組合、阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、天草広域連合、天草市、上天草市、苓北町、有明広域行政事務組合、玉名市、玉東町、南関町、長洲町、和水町、宇城広域連合、宇土市、宇城市、美里町、菊池広域連合、合志市、菊池市、大津町、菊陽町、人吉球磨広域行政組合、人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、益城、嘉島、西原環境衛生施設組合、益城町、嘉島町、西原村、水俣芦北広域行政事務組合、水俣市、芦北町、津奈木町、御船町甲佐町衛生施設組合、御船町及び甲佐町（以下「協定自治体等」という。）は、一般廃棄物処理（可燃ごみ処理に限る。以下同じ。）に支障を来す事態の発生等に備え、一般廃棄物処理に係る相互支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、協定自治体等が管理する可燃ごみ処理施設に不慮の故障や事故等が発生した場合、または自然災害等の発生によってごみ量が急激に増加した場合など、安定的な一般廃棄物処理に支障を来すおそれがある場合において、相互支援を図ることにより、円滑な一般廃棄物処理を実施することを目的とする。

（相互支援の要件）

第２条　本協定に基づき、協定自治体等が相互支援を実施する場合は、次の各号に掲げる場合とする。

(1)　協定自治体等が管理する可燃ごみ処理施設が、故障、事故等による不測の事態に陥り、他の協定自治体等の支援を必要とする場合。

(2)　自然災害等の発生によるごみ量の急激な増加等により、他の協定自治体等の支援を必要とする場合。

(3)　前２号のほか、協定自治体等の協議により必要と認めた場合。

（相互支援の内容）

第３条　本協定による相互支援の内容は、可燃ごみ処理業務とする。

（支援の要請及び受入れ）

第４条　第２条各号に掲げる事態が生じたときは、支援を必要とする協定自治体等は、支援可能な協定自治体等に対し、支援を要請することができるものとする。

2　前項の規定に基づき、支援の要請を受けた協定自治体等は、自らの処理能力、運転計画等を勘案し、可能な範囲で支援を実施するものとする。

（支援の方法）

第５条　本協定による受入れに関する協議事項は次に定める事項とし、その都度、協定自治体等のうち関係する者で別途協議のうえ定めるものとする。

(1)　搬入数量
(2)　搬入車両の種別
(3)　輸送経路
(4)　搬入期間
(5)　支払方法
(6)　その他協定自治体等のうち関係する者で定める事項

（費用負担）

第６条　処理費用については、当事者間で協議のうえ決定するものとする。

（情報の交換）

第７条　本協定の円滑な運用を期するために、協定自治体等は一般廃棄物処理に係る相互の緊密な連携及び情報交換を積極的に行うものとする。

（その他）

第８条　本協定に定めのない事項、または本協定に関し疑義が生じた事項は、協定自治体等が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第９条　本協定の有効期間は、令和６年（２０２４年）１１月１日から令和７年（２０２５年）３月３１日までとし、期間満了の１か月前までに、協定自治体等のいずれからも解除等の申出がない場合は、更に１年間延長するものとし、その後も同様とする。

本協定締結の証として、本書５４通を作成し、協定自治体等記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和６年（２０２４年）１１月１日

熊本市
熊本市長　大西　一史

八代市
八代市長　中村　博生

荒尾市
荒尾市長　浅田　敏彦

山鹿市
山鹿市長　早田　順一

山都町
山都町長　坂本　靖也

氷川町
氷川町長　藤本　一臣

阿蘇広域行政事務組合
管理者　佐藤　義興

阿蘇市
阿蘇市長　佐藤　義興

南小国町
南小国町長　髙橋　周二

小国町
小国町長　渡邉　誠次

産山村
産山村長　市原　正文

高森町
高森町長　草村　大成

南阿蘇村
南阿蘇村長　吉良　清一

天草広域連合
広域連合長　馬場　昭治

天草市
天草市長　馬場　昭治

上天草市
上天草市長　堀江　隆臣

苓北町
苓北町長　山﨑　秀典

有明広域行政事務組合
代表理事　浅田　敏彦

玉名市
玉名市長　藏原　隆浩

玉東町
玉東町長　前田　移津行

南関町
南関町長　佐藤　安彦

長洲町
長洲町長　中逸　博光

和水町
和水町長　石原　佳幸

宇城広域連合
広域連合長　守田　憲史

宇土市
宇土市長　元松　茂樹

宇城市
宇城市長　守田　憲史

美里町
美里町長　上田　泰弘

菊池広域連合
広域連合長　吉本　孝寿

合志市
合志市長　荒木　義行

菊池市
菊池市長　江頭　実

大津町
大津町長　金田　英樹

菊陽町
菊陽町長　吉本　孝寿

人吉球磨広域行政組合
理事会代表理事　松岡　隼人

人吉市
人吉市長　松岡　隼人

錦町
錦町長　森本　完一

あさぎり町
あさぎり町長　北口　俊朗

多良木町
多良木町長　吉瀬　浩一郎

湯前町
湯前町長　長谷　和人

水上村
水上村長　中嶽　弘継

相良村
相良村長　吉松　啓一

五木村
五木村長　木下　丈二

山江村
山江村長　内山　慶治

球磨村
球磨村長　松谷　浩一

益城、嘉島、西原環境衛生施設組合
組合長　西村　博則

益城町
益城町長　西村　博則

嘉島町
嘉島町長　鍋田　平

西原村
西原村長　吉井　誠

水俣芦北広域行政事務組合
代表理事　髙岡　利治

水俣市
水俣市長　髙岡　利治

芦北町
芦北町長　竹﨑　一成

津奈木町
津奈木町長　山田　豊隆

御船町甲佐町衛生施設組合
組合長　甲斐　高士

御船町
御船町長　藤木　正幸

甲佐町
甲佐町長　甲斐　高士